

釧路市障がい福祉計画
釧路市障がい児福祉計画

■2021年度～2023年度■

素案

2021年3月
釧路市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	5
[1] 障がい者・児制度改革の取り組み	5
[2] 計画の性格と役割	7
2 計画策定の方針	9
[1] 計画の期間	9
[2] 計画策定の方法	10
[3] 計画の推進体制	12
3 2023（令和5）年度までに目指す姿	13
[1] 計画のフレーム	13
[2] 基本的な視点	14
4 重点的な取り組み	17
[1] 地域生活支援体制の充実	17
[2] 相談支援体制の充実	17
[3] 就労支援の充実	18
[4] 権利擁護の推進	19
[5] 障がい児支援の充実	19

第2章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業

1 障害者総合支援法に基づくサービスの概要	22
[1] 障害福祉サービス	23
[2] 地域生活支援事業	30
2 第5期計画の進捗状況と課題	33
[1] 障害福祉サービス	33
[2] 地域生活支援事業	37
3 サービス提供体制の確保に係る目標（成果目標）	40
[1] 福祉施設の入所者の地域生活への移行	40
[2] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	41
[3] 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	41
[4] 福祉施設から一般就労への移行等	42
[5] 相談支援体制の充実・強化等	43
[6] 障害福祉サービス等の質の向上	43
[7] 福祉的就労の工賃水準の向上	44

4 サービス量の見込み（活動指標）	45
[1] 障害福祉サービス	45
[2] サービス量を確保するための方策	46
[3] 地域生活支援事業	48
[4] 見込量を確保するための方策	49

第3章 障害児通所支援

1 児童福祉法に基づくサービスの概要	51
[1] 障害児通所支援の概要	51
[2] 障害児入所支援の概要	53
2 第5期計画の進捗状況と課題	54
3 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	56
[1] 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	56
[2] 重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保	57
[3] 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置	57
4 障害児通所支援の見込み（活動指標）	59
[1] 障害児通所支援・障害児相談支援	59
[2] 見込量を確保するための方策	59

第4章 資料

1 障がいのある人を取りまく状況	61
[1] 人口の推移	61
[2] 障がいのある人の状況	62
[3] 就業状況	66

〔本計画の構成について〕

本計画は、「釧路市障がい福祉計画」と「釧路市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、第1章には両計画の共通的事項を掲載し、「第2章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業」を「障がい福祉計画」として、「第3章 障害児通所支援」を「障がい児福祉計画」として位置づけます。

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

[1] 障がい者・児制度改革の取り組み

■障がい者・児施策の動向

○2017（平成29）年度に、「第5期釧路市障がい福祉計画・第1期釧路市障がい児福祉計画」（2018年度～2020年度）を策定して以降、2018（平成30）年4月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正法が施行され、就労定着支援等の新たなサービスの創設など、障がい者及び障がい児の日常生活の支援の充実が図られました。

○国は、共生社会の実現が明記された、平成23年の「障害者基本法」の改正に始まり、これまで障がい者施策において、法改正等の制度改革を推進し、2018（平成30）年には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正法の施行、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、地域共生社会の実現に向けた法令が整備されました。

○2019（令和元）年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行、2020（令和2）年4月には、障がい者の雇用を一層促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正法が施行されています。

■令和3年4月の報酬改定の概要

国から今後示される、令和3年4月の報酬改正の概要を記載します。

国から今後示される、令和3年4月の報酬改正の概要を記載します。

[2] 計画の性格と役割

- 釧路市（以下「本市」という。）では、「第4次釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）（2018年度～2027年度）」（以下「は～とふるプラン」という。）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現することを基本理念とし、誰もが安全安心に暮らせるまちの実現を目指すこととしています。
- 「は～とふるプラン」の施策体系の障害福祉サービス及び障害児通所支援分野の実施計画として、「釧路市障がい福祉計画と釧路市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を一体的に策定します。

■ 釧路市障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画です。国が定める基本指針に即し、障害福祉サービス等について、必要なサービス見込量とその確保の方策に関して定めるものです。事業量を具体的に見込むことで、サービスの提供体制を整備していくことを目的としています。

■ 釧路市障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画です。障がい福祉計画と同じく、国が定める基本指針に即し、障害児通所支援等について、必要なサービス見込量とその確保の方策に関して定めるものです。

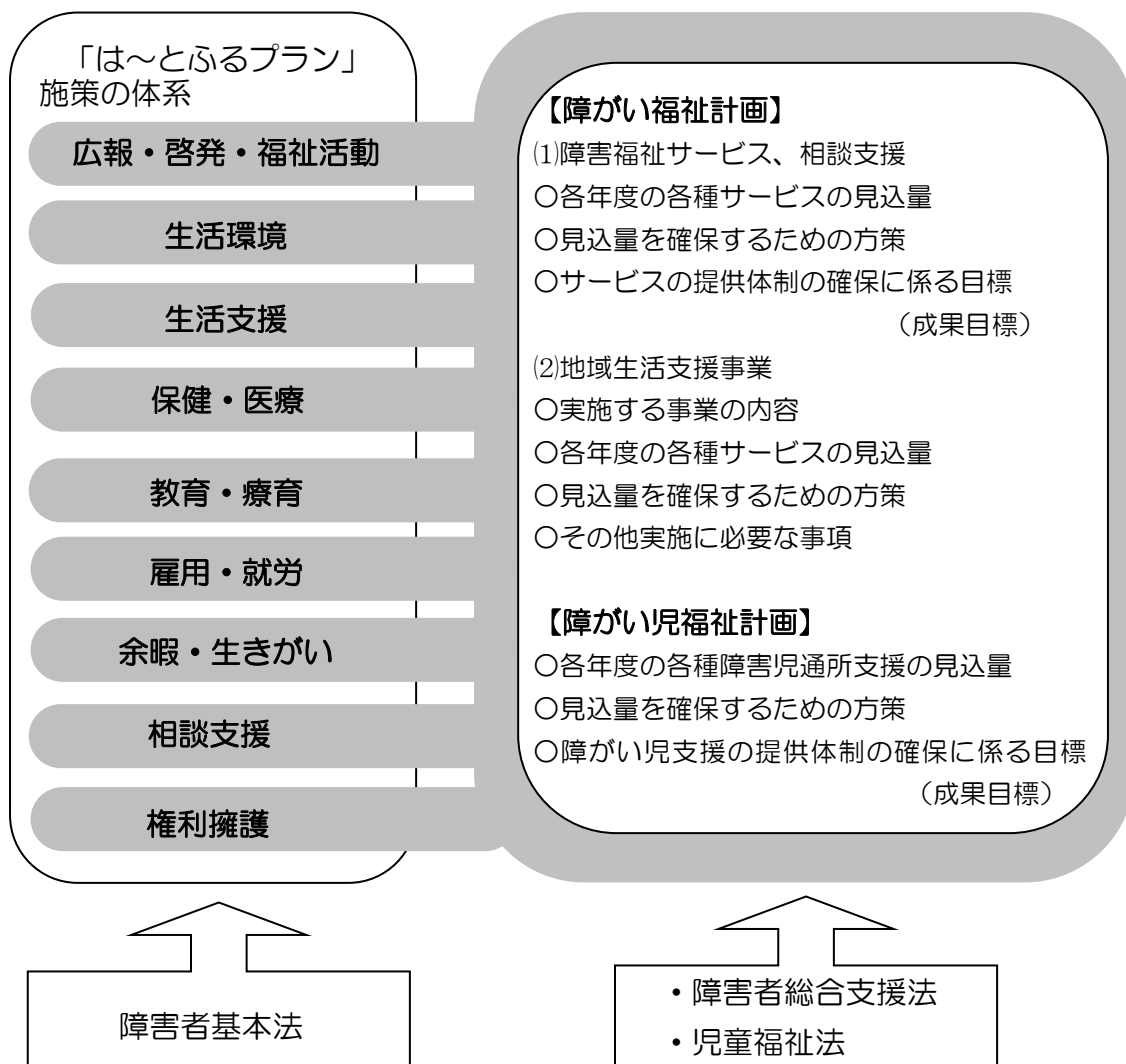
■ 他の計画との関係

- 「釧路市まちづくり基本構想（2018年度～2027年度）」、「釧路市地域福祉計画（2018年度～2027年度）」と「は～とふるプラン」は、本計画の上位計画となるもので、その内容と整合性を図ることとします。
- また、「いきいき健やか安心プラン」（2021年度～2023年度）及び「釧路市子ども・子育て支援事業計画」（2020年度～2024年度）とも連携を図るものとします。
- 「は～とふるプラン」は、障害者基本法第11条第3項に基づく計画で、「広報・啓発・福祉活動」や「生活環境」など、障がいのある人の地域生活全般に関する分野を、9つの施策体系に分けて、それぞれの項目について基本的な事項を定め、施策を総合的に推進することを計画の目的としています。

○本計画は、「は～とふるプラン」の「生活支援」分野の個別サービス等の施策の実施計画でもあることから、「は～とふるプラン」との整合性を保ち、これまでの第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（以下「第5期計画等」という。）の課題を踏まえながら、本計画の策定を行います。

○第5期計画等の数値目標に対する進捗状況や各年度における障害福祉サービスや障害児通所支援等の実績を踏まえ、成果目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量等を設定し、本市における施策の一層の充実を図ります。

「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



2 計画策定の方針

[1] 計画の期間

○本計画は、3年ごとに作成することとされており、計画期間は、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の3年間とします。

2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31・ R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
総合計画 平成20年度～平成29年度					まちづくり基本構想 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度									
第2期地域福祉計画 平成25年度～平成29年度					第3期地域福祉計画 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度									
第3次 障がい者福祉計画 （は～とふるプラン） 2013年度～2022年度					見直し									
					第4次障がい者福祉計画（は～とふるプラン） 2018（平成30）年度～2027（令和9）年度									
障がい福祉計画														
第3期 平成24～26年度		第4期 平成27～29年度			第5期 2018（平成30）年度～ 2020（令和2）年度			第6期 2021（令和3）年度～ 2023（令和5）年度						
障がい児福祉計画					第1期 2018（平成30）年度～ 2020（令和2）年度			第2期 2021（令和3）年度～ 2023（令和5）年度						

[2] 計画策定の方法

(1) 当事者（本人・家族）及び事業所の意向の反映

■ 関係団体等の意見聴収の実施

○障がいのある人が地域で生活していくためには、サービスを利用する本人及び家族にとって、真に必要なサービスが提供されなければなりません。

○本計画を策定するにあたり、障がいのある人や介護者等の日頃の課題やニーズを把握し、当事者（本人・家族）の視点・意向を反映させていくことを目的として、関係団体等からの意見聴収を実施しました。

【関係団体等からの主な意見の内容】

意見聴収期間：令和2年6月～10月

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・親亡き後等の生活を支えるグループホーム等の居住の場の確保・緊急時に対応する短期入所の充実・相談窓口と情報提供の充実・重度障がいや医療的ケア等に対応できる障害福祉サービスの確保・障害福祉サービス等のサービスを担う人材の確保 他 |
|---|

※関係団体：障がい種別ごとの各障がい者団体

■ 障害福祉サービス事業所等アンケートの実施

障害福祉サービス等の現状と課題、今後3年間（2021年度～2023年度）の事業所等の新規参入予定等を把握し、基礎データとして活用を図ることを目的に実施しました。

【障害福祉サービス事業所等アンケート調査の概要】

項目	概要
対象	市内障害福祉サービス事業所等
実施期間	令和2年1月～4月
調査項目	(1)現在のサービス提供状況と一般就労者数 (2)利用者のニーズと将来的に検討したい障害福祉サービス (3)必要とされている障害福祉サービス (4)福祉的就労における工賃 (5)障がい福祉施策等についての自由意見

【障害福祉サービス事業所等アンケート調査結果】

主な結果については次のとおりです。

- (1) 利用者の「ニーズが増えている」との回答が多かったサービスは、生活介護、共同生活援助、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスとなっています。
- (2) ニーズに対応するための対策と今後の動向において、「従事者の増が必要」との回答が多かったサービスは、共同生活援助、就労継続支援 B 型、放課後等デイサービスで、「新規開設」として回答があったのは、児童発達支援、放課後等デイサービスとなっています。
- (3) 新規参入が進まない理由としては、全般的なサービスにおいて、「職員の確保が困難」との回答が多く、就労継続支援 B 型、計画相談支援、日中一時支援については、「報酬単価が低く採算性が不安」との回答が多くなっています。

(2) 地域全体で取り組むための体制づくりと地域の資源の活用

○障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、住民の理解や地域全体の協力が必要不可欠です。地域にある資源を最大限活用しつつ、それぞれの役割を認識しながら、地域全体で障がいのある人を支える体制づくりを計画的に進めることが必要です。

○このため、日頃から障がいのある人からの相談に応じ、ニーズを的確に把握している障害福祉サービス等の事業者が多く参加する、釧路市障がい者自立支援協議会の運営会・定例会・全体会において、本計画内容等のご意見を伺いました。

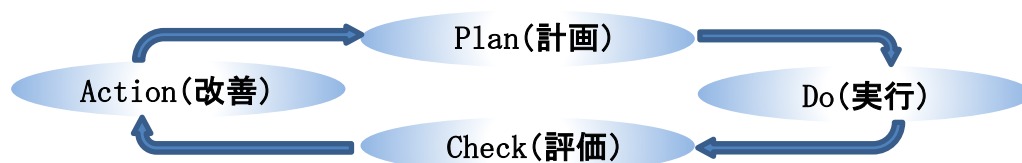
○また、障がい者関係団体や保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者、当事者等で構成される釧路市障害者施策推進協議会において、ご意見を伺いました。

[3] 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

○釧路市障がい者自立支援協議会において、地域の課題や困難ケースについての検討と合わせて、毎年度本計画の進捗状況の確認と検証（PDCAサイクル）を行っていきます。

○本計画の推進にあたっては、毎年度釧路市障害者施策推進協議会において、進捗状況の確認と検証（PDCAサイクル）についての報告を行い、当協議会の意見を踏まえ、事業を実施していきます。



(2) 市役所庁内体制の強化

市役所庁内においては、各事業の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課と緊密な連携に努めます。

(3) 関係機関との連携

○釧路市障がい者自立支援協議会において、本人やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政のそれぞれの役割を認識し、保健・医療・福祉・教育・雇用などの分野とも相互に連携しながら、障がいのある人の支援に努めます。

○より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

(4) 市民理解の促進

市の広報紙、ホームページなどの多様な媒体や機会等を通じ、障がいに関する差別解消の周知啓発など、障がいや障がいのある人への理解を深める取組をより一層推進して参ります。

(5) 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や道に対して、制度改善や財政的措置を講じるよう要請していきます。

3 2023（令和5）年度までに目指す姿

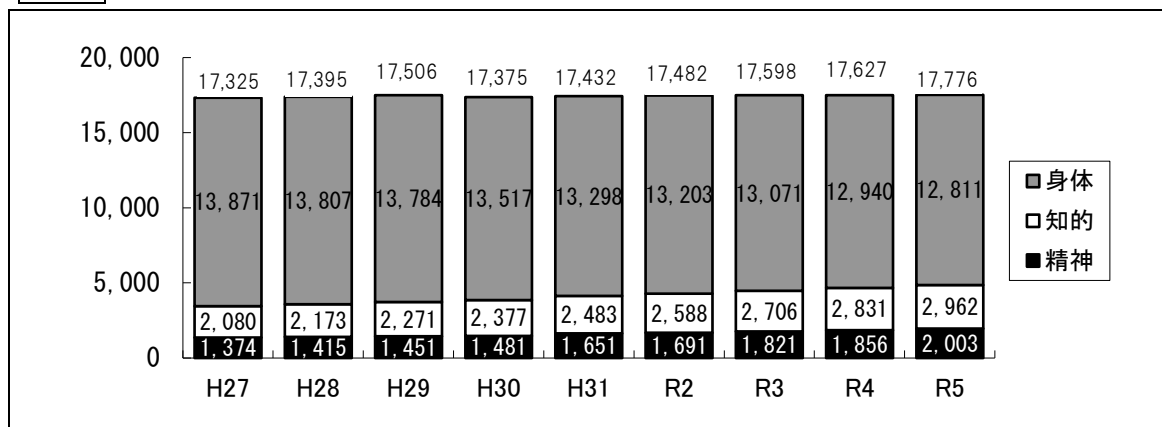
[1] 計画のフレーム

○令和2年4月1日現在、本市における障害者手帳の所持者は17,482人となっています。

○本市の手帳種別ごとの傾向では、身体障害者手帳は、平成28年度より減少傾向にあります。総人口が年々減少する一方で、知的障がい、精神障がいの手帳の所持者は増加しています。

○総人口に対する手帳所持者数の割合が、平成27年から令和2年までの傾向のまま推移すると仮定し推計すると、本計画の目標を定める令和5年には、手帳所持者は17,776人となることが予測されます。

表 1-1 障害者手帳所持者数の予測（各年4月1日現在）（単位：人）



* 推計方法：

- ①総人口に対する身体障がい・知的障がい・精神障がいそれぞれの手帳保持者の出現率を算出、
- ②それぞれの出現率の傾向から令和5年度までの出現率を推計、
- ③推計人口数に②で求めた出現率を乗じて算出。

表 1-2 総人口に対する手帳所持者の割合（総人口：各年4月1日現在）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
総人口	177,102	175,210	173,223	170,935	168,730	166,573	164,250	161,871	159,440
手帳所持者の割合	9.8%	9.9%	10.1%	10.2%	10.3%	10.5%	10.7%	10.9%	11.1%

* 推計方法：

平成27年から令和2年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いた変化率を算出し、人口を推計。コーホート変化率法とは、同じ年に生まれた人々の集団について、過去における人口動勢から変化率を求め、将来人口を推計する方法。

[2] 基本的な視点

- 「基本的な視点」とは、本計画に基づいて実施していくすべての事項に共通する考え方のことです。
- 障がいのある人の自立した生活を支える基盤を整備するため、次の視点に基づき、計画を策定・推進していくものとします。

視点1 地域生活支援体制の充実

- ◎施設入所者の意向を把握し、相談支援事業所等と連携し、退所を希望する人の地域生活への移行を図ります。
- ◎障がいのある人とその家族の状況の変化や緊急事態にも対応し、地域での生活が継続できるよう、地域生活支援拠点等の充実を図ります。
- ◎障がいのある人が地域で安心して暮らすために、釧路市障害者施策推進協議会や釧路市障がい者自立支援協議会で、地域の課題を共有し、関係機関等と連携して支援する体制づくりを促進します。

視点2 サービス提供基盤の整備

- ◎障がいのある人が、身近な地域で障がい特性やニーズに応じたサービスを利用できるよう、在宅生活等を支える障害福祉サービス等の確保に努めます。
- ◎障がいのある人の高齢化や障がいの重度化など、個別の多様な状況に対応するために、地域の様々な社会資源と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。
- ◎釧路市障がい者自立支援協議会において、地域における課題や情報を共有し、解決に向けて協働する場として、連携・強化を図ります。

視点3 相談支援体制の充実

- ◎相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを拠点とした相談支援体制の充実を図ります。
- ◎釧路市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業所との連携を図り、相談支援従事者の質の向上を促進します。
- ◎障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、計画相談支援、地域相談支援を行う体制の充実を図ります。

視点4 就労支援の充実

- ◎地域で自立した生活を送るため、障がいのある人が意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労支援強化事業をはじめとする就労支援施策を実施します。
- ◎福祉・教育・雇用・医療等の関係機関が一体となった支援体制を構築し、様々な分野で企業等との連携・協働を働きかけ、障がいのある人の雇用機会の拡大や工賃水準の向上に向けた取り組みを推進します。
- ◎一般就労後の定着に向けて、関係機関と連携し、就労定着支援を行う体制の充実を図り、障がいのある人の就労を支援します。

視点5 権利擁護の推進

- ◎虐待防止や虐待の早期発見・早期対応のために、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、民生委員など地域を見守る関係機関と連携し、虐待防止センターを中心とした支援の充実を図ります。
- ◎権利擁護成年後見センターを拠点として、成年後見制度の普及及び市民後見人の養成や支援を行い、地域で安全に安心して暮らせるよう体制の充実を図ります。
- ◎障がいのある人の権利擁護のため、障害者差別解消法や障がいに対する理解等について、広報紙やホームページ等を活用した普及・啓発を推進します。

視点6 医療を必要とする障がい者・児への支援

- ◎重層的な地域支援体制の構築を推進し、医療が必要な障がいのある人と家族への支援体制の充実を図ります。
- ◎医療が必要な障がいのある人について身近な地域で必要な支援が提供されるよう、保健・医療・保育・教育等の関係機関が参加する協議の場で、関係機関の連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

視点7 重症心身障がい者・児への支援

- ◎重症心身障がい者・児が利用できるサービス提供体制の整備を図るとともに、医療ニーズを有する方の受入れを行う事業所と医療機関に関する情報の提供に努めます。
- ◎日中活動・余暇活動への参加や必要に応じた家族のレスパイトなど地域生活を支援する体制の充実を図ります。

視点8 障がい児支援の充実

- ◎発達の遅れや障がいのある子どもとその家族について、身近な地域において支援を受けられるよう、関係機関と連携し、子どもとその家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。
- ◎学齢期における学校と放課後等の支援機関との連携や、乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や生活支援機関との引き継ぎ等、地域の関係機関の連携によるライフサイクルを通じた支援の促進を図ります。

視点9 人材の養成・確保及びサービスの質の向上

- ◎将来にわたり、安定的に障害福祉サービス等を提供するため、多職種間や関係機関と連携し、研修への参加促進など、人材の養成・確保を図ります。
- ◎釧路市障がい者自立支援協議会等において、障害福祉サービス等の事業所間の情報共有や課題の協議を行い、サービスの質を向上させるための体制の構築を図ります。

視点10 安全確保に向けた地域づくりの推進

- ◎災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がいのある人に対して、その特性に配慮した支援が行えるよう、引き続き関係団体、事業者等との連携を図ります。
- ◎災害時をはじめ、日常的に障がいのある人の安全を確保するため、障がい特性に配慮した支援が行えるよう、支援体制づくりを推進します。

4 重点的な取り組み

[1] 地域生活支援体制の充実

- 高齢化の進行等に伴い、障がいの重度化・重複化が進んでいます。在宅生活が難しい障がいのある人が入所する障がい者入所施設については、真に入所が必要な方を受け入れ、地域で暮らすことを希望する障がいのある人に対しては、相談支援事業所等と連携し、心身の状況や希望する生活等に応じた、地域生活への移行を図ります。
- 障がいのある人の自立や権利意識が高まる中、障がいのある人やその家族のニーズ、本人の状態像や障がい特性への支援の在り方は多様化しており、地域の社会資源、事業者等の関係機関及び行政がそれぞれの役割を認識し、協働する仕組みづくりを進めます。
- 障がいのある人の高齢化・重度化、親亡き後に対応するため、地域生活支援拠点等の運営状況を検証し、機能の充実に向けて、地域の様々な社会資源の活用と確保を図り、介護・医療・保健等の関係機関と連携して支援する体制づくりに取り組みます。

[2] 相談支援体制の充実

- 障害福祉サービス等の利用に関する相談やサービス等利用計画等の作成を担う相談支援事業所は、サービスの利用計画のみならず、利用者との信頼関係を醸成し、状況やニーズの変化に対応したサービス調整や助言を行うなど、その役割はますます重要となっています。
- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、相談支援を担う人材の育成、困難事例への助言・対応など、相談支援の質の確保と充実を図ります。
- 障がいのある人の高齢化・重度化、親亡き後を見据えたサービス提供体制の整備を進めるためには、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の事業所の拡充など、釧路市障がい者自立支援協議会において、地域に不足している社会資源の課題等を共有し、その課題を踏まえて、相談支援体制の充実を図ります。

[3] 就労支援の充実

- 平成30年度に、障がいのある人の一般就労と定着を促進するため、就労系サービスの拡充が図られたところであり、働く意欲のある障がいのある人が、適性等に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、工賃の水準が向上するよう、福祉的就労の支援の充実に図ります。
- 障害福祉サービスである就労継続支援B型については、年々利用者は増加しており、障がいの重度化等に伴い、今後も増加することが見込まれます。
- 就労継続支援A型は、生産活動の場としての成果をあげつつも、あらためて、支援内容と就労の質の向上が求められており、賃金向上に向けた機運を醸成するとともに、事業所の経営努力を促します。
- 本市においては、「障がい者職場実習事業」、「釧路市障がい者就労貢献企業認定制度」等の就労支援強化事業を推進するとともに、今後も国の施策の動向や財源の活用を図りながら、効果的な施策を実施していきます。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、本市が策定した「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」により、障がい者支援施設等からの優先的な調達に努めるとともに、障がいのある人の就労に関する理解の促進に向けて、今後も本市のホームページやフェイスブック、広報紙等様々な媒体を活用した効果的な広報を推進します。
- 一般就労の促進については、今後も雇用施策との連携が非常に重要であることから、釧路市障がい者自立支援協議会の雇用・就労部会において、くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぶれんやハローワーク等の関係機関との連携に努めます。また、ジョブコーチの派遣やトライアル雇用等の制度周知など、障がい者雇用の促進について啓発を行います。
 - ・ジョブコーチ：職場に出向いて、障がい特性を踏まえた直接的で専門的な支援を（職場適応援助者）行い、障がい者の職場適応、定着を図る。
 - ・トライアル雇用：障がい者及び事業主の相互理解と不安の軽減を図るため、障がい者と事業主と雇用契約（原則3か月）を締結し、試行雇用を行う事業。

[4] 権利擁護の推進

- 虐待防止センターを中心に、障がい者虐待に対する早期発見・早期対応等の取り組みを進めるとともに、虐待の未然防止を図るため、市民や事業所等に対して、障がいのある人の権利擁護についての啓発や障がいに対する理解の普及の取り組みを推進します。
- 複雑な課題を抱えている世帯への支援など、事業所職員による支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、民生委員、学校、保育所等の関係機関や専門職団体等と連携し、虐待防止や早期対応に向けて地域におけるネットワークの構築を図ります。
- 引き続き、障害者差別解消法や「心のバリアフリー」についての周知啓発を実施し、障がい者差別解消支援地域ネットワーク会議等で必要な情報交換や協議を行い、障がいのある人が安全安心に暮らすことができる地域づくりを推進します。
 - ・心のバリアフリー：様々な心身の特性や考えをもつ人が、コミュニケーションを図り、相互に理解を深め支えあうこと。
- 権利擁護成年後見センターを中心に、成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成・確保に取り組むとともに、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関と連携し、障がい等により判断能力が不十分な方が、成年後見制度を活用し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備を推進します。

[5] 障がい児支援の充実

- 障がい児及びその保護者が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、身近な地域において、子どもの成長段階や障がい特性に応じたきめ細かな相談対応と療育等の支援が必要です。
- 障がい児のサービスが量的に増加している一方、支援内容の評価と充実が求められており、障害児通所支援を担う支援者の専門的知識と支援の質の向上に向けて、引き続き、釧路市障がい者自立支援協議会の教育・療育部会などにおいて、課題を共有・協議し、研修会の実施などの取り組みを進めます。
- 保健・医療・福祉等の関係機関が参加する医療的ケア児・者支援検討会議において、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児に対するサービスの提供体制及び家族を含めた包括的な支援への取り組みを進めます。

○障がい児支援の重層的な地域支援体制の整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や児童の障がいの早期発見・早期支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、就学時及び卒業時をはじめ、支援が途切れることがないように、教育部門との連携強化を図ります。

第2章

障害福祉サービス及び地域生活支援事業

1 障害者総合支援法に基づくサービスの概要

○障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」と、「地域生活支援事業」の2つに区分されます。

○「自立支援給付」は、すべての市町村で共通のサービスで、①「介護給付」、②「訓練等給付」、③「相談支援」、④「自立支援医療」、⑤「補装具」の5つに区分されます。このうち、「介護給付」と「訓練等給付」に位置づけられるサービスを「障害福祉サービス」と呼びます。

○「地域生活支援事業」は、各市町村が、地域の実情に応じてサービスの内容や実施する事業を決めて提供するサービスです。サービスを利用する際には、費用負担がある場合があります。



[1] 障害福祉サービス

■ 介護が必要な方へのサービス（介護給付）

○介護給付とは、介護が必要な方に提供するサービスです。

○介護給付のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要です。

障害支援区分は、全国共通の一次判定と本市の審査会での二次判定を行った上で決定します。サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況などを踏まえて、サービスの支給決定を行います。

○サービスは、大きく3つに区分されます。

- ①訪問系サービス……………自宅で生活する人へのサービス
- ②日中活動系サービス……………入所施設や事業所などに通所して受けるサービス
- ③居住系サービス……………夜間の介護や居住の場を提供するサービス

◆訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

サービス内容	自宅で、食事・入浴・排せつ等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助や通院等介助を行うものです。
対象者	障害支援区分1以上の人

(2) 重度訪問介護

サービス内容	常に介護が必要な人に、自宅で、家事援助や身体介護、長時間の見守りや外出支援など総合的な支援を行うとともに、病院や施設に入院又は入所している人に、意思疎通などの支援を行うものです。
対象者	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がい等で常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上（病院、施設に入院、入所の人）が利用する場合は、区分6以上）で、かつ障害支援区分等認定調査項目において所定の要件に該当した人）

(3) 同行援護

サービス内容	視覚障がいのある人に同行し、外出時において移動に必要な情報の提供や支援を行うものです。
対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人で、同行援護アセスメント調査票の項目において所定の要件に該当した人

(4) 行動援護

サービス内容	知的障がいや精神障がいのある人で、多動その他様々な行動障がいがあるため、常に厳重な注意を払わなければならない人に対して、外出時の支援や行動の際に生じる危険回避のために必要な援助を行うものです。
対象者	著しい行動障がいのある人で、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上で、かつ障害支援区分等認定調査項目において所定の要件に該当した人）

(5) 重度障害者等包括支援

サービス内容	常に介護を必要とする重度の人に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供するものです。
対象者	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、 ①四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など、呼吸管理を行っている身体障がいのある人・最重度の知的障がいのある人 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がいのある人

◆日中活動系サービス

(6) 療養介護

サービス内容	医療機関等において、機能訓練や療養上の管理、看護、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の援助等を行うものです。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
対象者	医療が必要で、常に介護を必要とする人のうち、 ①ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など、呼吸管理を行っている障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人

(7) 生活介護

サービス内容	障がい者支援施設等で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供するものです。
対象者	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上の人（施設に入所する場合は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上の人（施設に入所する場合は区分3以上）

(8) 短期入所（ショートステイ）

サービス内容	家族等が病気などの理由により、障がい者支援施設等に、短期間の入所をして、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うものです。
対象者	①障害支援区分が1以上の人 ②区分1以上に該当する児童

◆居住系サービス

(9) 施設入所支援

サービス内容	介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援のサービスを利用することが難しい人に対して、施設入所により、夜間における日常生活上の支援を行うものです。
対象者	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援や就労継続支援B型の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

■訓練が必要な方のためのサービス（訓練等給付）

○訓練等給付とは、生活や就労をするために訓練が必要な方に提供するサービスです。

○訓練等給付のサービスを受けるためには、全国共通の一次判定を行った後、サービスの利用意向等を踏まえてどのようなサービスを受けるかを決定します。

○サービスは、大きく2つに区分されます。

- ①日中活動系サービス…入所施設や事業所などに通所して受けるサービス
- ②居住系サービス……夜間の介護や居住の場を提供するサービス

◆日中活動系サービス

(10) 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	地域生活を営む上で、必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行うものです。（利用期間：18か月以内、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36か月以内）
対象者	身体障がいや難病のある人で、 ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活へ

	<p>の移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの訓練が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの訓練が必要な人</p>
--	--

(11) 自立訓練（生活訓練）

サービス内容	<p>地域生活を営む上で、必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活を営むための訓練や、日常生活上の相談支援等を行うものです。（利用期間：24か月以内。長期入所者の場合は36か月以内）</p>
対象者	<p>知的障がい・精神障がいのある人で、</p> <p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の向上のための訓練が必要な人</p> <p>②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の向上のための訓練が必要な人</p>

(12) 就労移行支援

サービス内容	<p>一般企業などへの就労に向けて、事業所内や企業における作業訓練や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行うものです。（利用期間：24か月以内）</p>
対象者	<p>①一般就労等（企業等での就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の人</p> <p>②あん摩マッサージ指圧師免許等を取得することにより、就労を希望する人</p>

(13) 就労継続支援（A型）

サービス内容	一般企業などに雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行うものです。
対象者	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

(14) 就労継続支援（B型）

サービス内容	年齢や心身の状態などの事情から、一般就労や就労継続支援A型により雇用されることが困難な人に、生産活動等の機会を提供（雇用契約は結ばない）することで、作業能力や知識の維持・向上のための訓練や支援を行うものです。
対象者	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、訓練により生産活動に関する知識・能力の維持・向上が期待される人で ①企業等や就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用には結びつかなかった人 ③50歳以上又は障害基礎年金1級受給者 等

(15) 就労定着支援

サービス内容	就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活等の各般の課題に関する相談、必要となる支援を行うものです。（利用期間：36か月以内）
対象者	就労移行支援等の利用を経て、一般企業へ移行した障がいのある人で、就労を継続している期間が6月を経過した人

(16) 自立生活援助

サービス内容	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除、体調などについて確認を行い、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行います。（利用期間：12か月以内）
対象者	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等

◆居住系サービス

(17) 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	共同生活の場（グループホーム）において、夜間に、家事などの日常生活上の援助や相談、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などの支援を行うものです。
対象者	障がいのある人で、日中に就労していたり、就労継続支援等の日中活動系サービスを利用しながら、地域で自立した日常生活を営むために、日常生活上の援助が必要な人

■相談支援

- 相談支援とは、サービス等利用計画の作成及びモニタリングと障がいのある人の地域移行及び地域定着のためのサービスです。
- 障害福祉サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後も定期的なモニタリングを行うものです。

(18) 計画相談支援

サービス内容	サービス支給決定又は変更前に、サービス等利用計画案を作成し、決定後はサービス事業者等との連絡調整や計画の作成を行うもので、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るものです。
対象者	障害福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がい者・児

(19) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

サービス内容	住居の確保やその他の地域生活に移行するための支援を行う地域移行支援と、一人暮らしの方などを対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応する地域定着支援に区分されます。
対象者	地域移行支援対象者：施設又は精神科病院等に入所・入院している精神障がい者 地域定着支援対象者：単身者、又は同居家族等がいても家族等が障がい・疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人

[2] 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

市民に対して、障がいのある人に対する理解及び「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業を実施するものです。

(2) 自発的活動支援事業

ボランティアの養成や障がいのある人、その家族、市民等による地域における自発的な取組みを支援するものです。

(3) 相談支援事業

障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族を対象とする相談支援事業を実施し、地域における生活を総合的にサポートするものです。
自立支援協議会	障害福祉サービス事業所をはじめ、地域の障がい福祉に関する関係者で構成する釧路市障がい者自立支援協議会において、地域の課題や困難ケースにおける連携及び支援体制について、情報共有や協議を行うとともに、本計画の進捗状況の確認と検証を行うものです。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正にかつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援に加え、特に必要性が認められる専門的な相談の実施により、相談支援機能の強化を図るものです。 基幹相談支援センターに専門的職員（総合支援コーディネーター）を配置するとともに、地域の相談支援体制の強化の取り組みを行うものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	保証人がいない等の理由により、アパートや借家などの賃貸住宅への入居が難しい場合に、入居のために必要な家主との調整や、本人への相談支援を行うものです。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが必要な知的障がい、精神障がいのある人で、後見の申し立てや後見人報酬の負担が困難な場合に支援を行うものです。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が不十分な人が安心して後見人制度を利用できるよう、法人後見制度を整備し、支援体制を強化するものです。

(6) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣や点訳・音訳による支援を行うものです。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、下表の日常生活用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思

疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）に係る費用の一部を給付するものです。

日常生活用具の種類と内容

用具の種類	内容
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や訓練用具 例)特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド ほか
自立生活支援用具	入浴、調理、移動など、生活の自立を支援する用具 例)入浴補助用具、移動支援用具、聴覚障がい者用屋内信号装置 ほか
在宅療養等支援用具	在宅療養等を支援する用具 例)電気式たん吸引器(サクション)、盲人用体温計 ほか
情報・意思疎通支援用具	情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例)人工喉頭、点字器 ほか
排泄管理支援用具	排泄管理を支援する衛生用具 例)ストマ装具、紙おむつ ほか
居宅生活動作補助用具	居宅における円滑な生活動作等を図るための小規模なバリアフリー工事 例)玄関等の段差解消 ほか

(8) 移動支援事業

日用品の買い物や余暇活動などの社会参加のため、外出に同行して支援するヘルパーを派遣するものです。

※通院や官公署への手続き等のための外出支援は、本事業ではなく、自立支援給付（介護給付）の訪問系サービスの利用対象となります。

(9) 地域活動支援センター事業

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、日常生活の支援や相談支援、地域の関係機関・団体との交流活動への参加支援など、様々な活動の支援を行うものです。

(10) 日中一時支援事業（タイムケア事業）

障がいのある人を介護する家族の、就労支援や一時的な休息のために、施設での日中の一時預かりや自宅での見守り支援を行うものです。

(11) 重度障がい者訪問入浴事業

入浴の困難な重度の障がいのある人を対象に、訪問により自宅で入浴サービスを提供するものです。

2 第5期計画の進捗状況と課題

[1] 障害福祉サービス

○第5期計画の障害福祉サービス見込（計画）量とサービス提供（実績）量は、下記の表2～表4のとおりです。

○障害福祉サービスの実績からみた進捗状況と課題は次のとおりです。

令和2年度の実績については、12月に報告される国保連統計数値に基づき掲載するため、現時点では空欄となっています。

表2 第5期計画における障害福祉サービス進捗状況（訪問系）

サービス種別		単位	H30	R1	R2	
訪問系	㊦ 居宅介護	計画量	人/月	343	353	363
			時間/月	3,306	3,398	3,493
		実績量	人/月	361	333	
			時間/月	3,413	2,932	
	㊦ 重度訪問介護	計画量	人/月	9	10	11
			時間/月	547	607	675
		実績量	人/月	8	5	
			時間/月	612	577	
	㊦ 同行援護	計画量	人/月	16	17	18
			時間/月	100	106	114
		実績量	人/月	23	17	
			時間/月	119	87	
㊦ 行動援護	計画量	人/月	18	20	23	
		時間/月	95	105	117	
	実績量	人/月	21	15		
		時間/月	128	75		
㊦ 重度障害者等包括支援 他のサービスを複合的に利用のため、実績なし。	計画量	人/月	0	0	0	
		時間/月	0	0	0	
	実績量	人/月	0	0	0	
		時間/月	0	0	0	

※ ㊦は介護給付を表す。

※H30・R1：各年度3月実績数、R2：令和2年9月実績数

表 3 第 5 期計画における障害福祉サービスの進捗状況（日中活動系）

サービス種別		単位	H30	R1	R2
㉓ 自立訓練(機能訓練)	計画量	人/月	0	0	0
		日/月	0	0	0
市内事業所の廃止により 利用実績なし。	実績量	人/月	0	0	
		日/月	0	0	
㉓ 自立訓練(生活訓練)	計画量	人/月	10	10	10
		日/月	165	165	165
実績量	人/月	11	12		
	日/月	200	229		
㉓ 就労移行支援	計画量	人/月	53	57	60
		日/月	1,166	1,247	1,335
実績量	人/月	53	52		
	日/月	994	1,023		
㉓ 就労継続支援(A型)	計画量	人/月	415	427	440
		日/月	7,565	7,792	8,026
実績量	人/月	389	379		
	日/月	7,026	6,763		
㉓ 就労継続支援(B型)	計画量	人/月	612	659	710
		日/月	10,590	11,405	12,283
実績量	人/月	628	686		
	日/月	11,100	11,726		
㉓ 就労定着支援	計画量	人/月	36	69	103
	実績量	人/月	46	51	
㉔ 生活介護	計画量	人/月	643	664	685
		日/月	12,912	13,325	13,751
実績量	人/月	614	616		
	日/月	12,414	12,330		
㉔ 療養介護	計画量	人/月	33	33	33
	実績量	人/月	33	33	
㉔ 短期入所	計画量	人/月	68	78	89
		日/月	382	435	596
実績量	人/月	58	51		
	日/月	467	334		
㉓ 自立生活援助	計画量	人/月	21	22	23
	実績量	人/月	0	0	

日中活動系

※ ㉔ は介護給付、㉓ は訓練等給付を表す。

※H30・R1：各年度3月実績数、R2：令和2年9月実績数

表 4 第 5 期計画における障害福祉サービスの進捗状況（居住系・相談支援）

		サービス種別	単位	H30	R1	R2
居住系	㊦ 共同生活援助	計画量	人/月	426	442	452
		実績量	人/月	440	449	
	㊧ 施設入所支援	計画量	人/月	334	332	330
		実績量	人/月	323	324	
相談支援	計画相談支援	計画量	人/年	2,015	2,055	2,095
		実績量	人/年	2,289	2,338	
	地域移行支援	計画量	人/月	7	8	9
		実績量	人/月	0	0	
	地域定着支援	計画量	人/月	10	15	20
		実績量	人/月	0	0	

※H30・R1：各年度3月実績数、R2：令和2年9月実績数

(1) 訪問系サービス

○同行援護の利用人数は概ね計画のとおりです。居宅介護・重度訪問介護・行動援護は計画を下回っています。

○訪問系サービスは、障がいのある人や介護者の高齢化等に伴い、増加することが見込まれます。

○担い手であるホームヘルパーの高齢化や離職率が高いなど、人材の確保が課題となっています。特に、行動援護については、潜在的ニーズもあり増加することが見込まれ、サービスを提供する事業所の確保が必要です。

○重度障害者等包括支援は、他のサービスを複合的に利用することで対応可能なため、利用実績がない状況です。

(2) 日中活動系サービス

○自立訓練（生活訓練）の利用実績は計画を上回っていますが、就労継続支援A型、就労定着支援、生活介護、短期入所の利用実績は計画を下回っています。平成30年度に創設された自立生活援助は、市内に事業所がなく、利用実績がありません。

○就労移行支援の利用実績は計画を下回っており、一般就労への移行と併せて、利用者の確保が必要であるため、機能の強化とともに、相談支援事業所や関係機関との連携強化が必要です。

○就労継続支援B型の利用実績は計画を上回っており、利用者のニーズに伴い事業所が増加したことによるものです。

○短期入所については、現在、重症心身障がい者等の受け入れを行っている施設等が少なく、特に医療的ケアが必要な重症心身障がい者等が利用できる短期入所事業所の確保が必要です。

(3) 居住系サービス

○共同生活援助（グループホーム）の利用実績は計画を上回っており、障がいのある人や介護者等の高齢化等に伴い、住まいの場のニーズが、今後益々高まることが考えられます。

○施設入所支援は、入所者の高齢化に伴い、施設からの地域移行は減少傾向にあります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域相談支援

○障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用実績は、計画を上回っています。

○平成30年度に相談支援専門員1人当たりの標準担当件数が設定され、相談支援事業所での適切な支援の実施や体制整備を図るために、計画を作成する相談支援専門員の確保と体制の充実が必要です。

○地域移行支援・地域定着支援の利用実績は、報酬や人材確保などの課題から体制の整備が進まず、計画を下回っています。

[2] 地域生活支援事業

○第5期計画の地域生活支援事業の見込（計画）量とサービス提供（実績）量は、下記の表5、表6のとおりです。

○地域生活支援事業の実績からみた進捗状況と課題は次のとおりです。

表5 第5期計画における地域生活支援事業の進捗状況

事業名		単位	H30	R1	R2
理解促進研修・啓発事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
自発的活動支援事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
相談支援事業					
①相談支援事業	計画量	か所	4	4	4
	実績量		4	4	4
②地域自立支援協議会	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
③相談支援事業機能強化事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
④住宅入居等支援事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
⑤基幹相談支援センター事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
成年後見制度利用支援事業	計画量	人/年	5	8	13
	実績量		11	10	8
成年後見制度法人後見支援事業	計画量	(実施の有無)	有	有	有
	実績量		有	有	有
コミュニケーション支援事業					
①手話通訳者設置事業	計画量	か所	2	2	2
	実績量		2	2	2
②手話通訳者・要訳筆記者派遣事業	計画量	人/年	1,090	1,090	1,090
	実績量		1,072	1,107	422

※H30・R1：各年度3月実績数、R2：令和2年9月実績数

表 6 第 5 期計画における地域生活支援事業の進捗状況

事業名		単位	H30	R1	R2
日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	計画量	件/年	20	20	20
	実績量		20	4	1
②自立生活支援用具	計画量	件/年	95	95	95
	実績量		54	45	20
③在宅療養等支援用具	計画量	件/年	40	40	40
	実績量		31	30	10
④情報・意思疎通支援用具	計画量	件/年	33	33	33
	実績量		28	14	12
⑤排泄管理支援用具	計画量	件/年	3,050	3,050	3,050
	実績量		3,269	3,430	1,991
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画量	件/年	7	7	7
	実績量		2	3	1
移動支援事業	計画量	人/月	50	55	61
	実績量		27	14	17
	計画量	時間/月	360	396	436
	実績量		198	102	114
地域活動支援センター					
①基礎的事業	計画量	か所	3	3	3
	実績量		3	3	3
	計画量	1日平均利 用者数	70	75	80
	実績量		56	39	35
②機能強化事業	計画量	か所	2	2	2
	実績量		2	2	2
日中一時支援事業	計画量	人/月	100	126	152
	実績量		120	87	143
	計画量	時間/月	861	965	1,069
	実績量		1,256	1,560	1,200
重度障がい者訪問入浴事業	計画量	か所	2	2	2
	実績量		2	2	2
	計画量	人/月	17	18	19
	実績量		14	14	14
	計画量	回/月	104	110	116
	実績量		97	104	96
奉仕員養成研修事業					
①音訳奉仕員登録者数	計画量	人	55	60	65
	実績量		39	40	40
②点訳奉仕員登録者数	計画量	人	75	80	85
	実績量		74	75	74
③手話通訳者登録者数	計画量	人	25	27	30
	実績量		23	19	21
④要約筆記者登録者数	計画量	人	10	12	14
	実績量		8	7	6

※H30・R1：各年度3月実績数、R2：令和2年9月実績数

(1) 相談支援事業

相談内容の複雑化・多様化に伴い、専門的知識を持つ計画相談支援事業所の役割が益々重要となっています。また、親亡き後や緊急時の対応等、多岐に渡る相談対応について、障がい分野の他、介護や医療等の他業種との連携やチーム支援など、地域の相談支援体制の充実が求められています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症の高齢者の増加や、障がいのある人の介護者の高齢化に伴い、今後も利用者の増加が見込まれます。

(3) コミュニケーション支援事業

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、概ね計画のとおりとなっています。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業や音訳・点訳奉仕を担う人材の確保に向けて、各奉仕員養成研修事業の周知啓発とともに、各ボランティア団体との連携強化を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

内部障がいがある人の増加に伴い、排泄管理支援用具の利用実績は計画値を上回っています。

(5) 移動支援事業

実績値が計画値を下回っていますが、居宅介護等の福祉サービスを補完するサービスとして、重要なサービスとなっています。

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、日中活動の場として重要であることから、市内3か所の事業所の周知啓発を行うとともに、活動内容などの機能の充実を図ることが必要です。

(7) 日中一時支援事業

平成29年度の制度改正（対象者の拡大）と障がいのある児童の増加に伴い、今後も利用者の増加が見込まれます。

(8) 重度障がい者訪問入浴事業

障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化等に伴い、利用者の増加が見込まれます。

3 サービス提供体制の確保に係る目標（成果目標）

成果目標：障がい福祉計画策定に係る国や道が定める基本指針に基づき、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 相談支援体制の充実・強化等
6. 障害福祉サービス等の質の向上
7. 福祉的就労の工賃水準の向上

以上、7項目の2023（令和5）年度における数値目標と本計画策定時点の進捗状況は次のとおりです。

成果目標の北海道の数値目標については、現時点での道の計画案の内容となっております。

[1] 福祉施設の入所者の地域生活への移行

表 7-1 （参考）2023（令和5）年度の数値目標（国及び道）

	国	道(案)
福祉施設の入所者の地域生活への移行	①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 ②令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減する。	①令和元年度末時点の施設入所者数の約2.4%が地域生活へ移行する。 ②令和元年度末時点の施設入所者数の4.3%削減する。

表 7-2 本市の目標

事 項	数値	備 考
第1期計画策定時入所者数 (A)	447 人	平成17年10月の値
目標の基礎となる入所者数 (B)	319 人	令和元年度末(令和2年3月末)の値
減少数 (A)－(B)	128 人	
目標年度(令和5年度末)の入所者数 (C)	306 人	
入所者数 減少見込目標値 (B)－(C)	13 人	(B)の値の4.3%
目標年度(令和5年度末)地域移行目標値	7 人	(B)の値の2.4%

[2] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

表 8-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	各障がい保健福祉圏域及びすべての市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

表 8-2 本市の目標

事項	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和5年度末までに設置する。

[3] 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

表 9-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	地域生活支援拠点等を障がい保健福祉圏域に1か所以上整備する。

表 9-2 本市の目標

事項	目標等
地域生活支援拠点等の整備	令和3年1月整備
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	既存の協議会等を活用し、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

※地域生活支援拠点等:障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能と5つの地域支援機能(相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくり)を、地域資源を連携させて面的に整備し、安全安心な生活を地域全体で支える体制。

[4] 福祉施設から一般就労への移行等

表 10-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
福祉施設から一般就労への移行等	令和 5 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の移行実績の 1.27 倍以上とする。	令和 5 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度の移行実績の 1.27 倍とする。
就労移行支援事業	令和元年度の移行実績の 1.30 倍以上とする。	令和元年度の移行実績の 1.30 倍とする。
就労継続支援(A 型)	令和元年度の移行実績の概ね 1.26 倍以上とする。	令和元年度の移行実績の 1.26 倍とする。
就労継続支援(B 型)	令和元年度の移行実績の概ね 1.23 倍以上とする。	令和元年度の移行実績の 1.23 倍とする。
就労定着支援事業利用者数	令和 5 年度中に一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援を利用する。	令和 5 年度中に一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援を利用する。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所を全体の 7 割以上とする。	就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所を全体の 7 割とする。

表 10-2 本市の目標

事 項	数値	備 考
目標の基礎となる年間一般就労移行者数	22 人	福祉施設を退所後、令和元年度において一般就労した者の数
目標年度(令和 5 年度末)における年間一般就労移行者数	28 人	令和元年度実績の 1.27 倍とする。
目標年度(令和 5 年度末)における一般就労への移行者数		
就労移行支援事業	24 人	令和元年度実績の 1.30 倍とする。 令和元年度実績数:19 人
就労継続支援(A 型)	2 人	〃 1.26 倍とする。 令和元年度実績数:2 人
就労継続支援(B 型)	1 人	〃 1.23 倍とする。 令和元年度実績数:1 人
目標年度(令和 5 年度末)における就労定着支援事業利用者数	70%	令和5年度中に一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援を利用する。
就労定着支援事業の就労定着率	70%	就労定着率8割以上の事業所を全体の 7 割とする。

[5] 相談支援体制の充実・強化等

表 11-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
相談支援体制の充実・強化	令和 5 年度末までに、各市町村・各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	基幹相談支援センターの設置・運営等について、市町村の支援を行うとともに、障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成する。

表 11-2 本市の目標

事 項	目 標
相談支援体制の充実・強化	現在の相談体制を維持し、充実・強化を図る取り組みを推進する。

[6] 障害福祉サービス等の質の向上

表 12-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
障害福祉サービス等の質の向上	令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施を行うとともに、その成果を関係自治体と共有する体制を継続する。

表 12-2 本市の目標

事 項	目 標
障害福祉サービス等の質の向上	既存の協議会等を活用し、障害福祉サービス等の質の向上を図る取り組みを推進する。

[7] 福祉的就労の工賃水準の向上

表 13-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (道)

	国	道(案)
福祉的就労の工賃水準の向上		令和5年度末の就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、30,610 円(平成 18 年度平均月額工賃 15,305 円の 2 倍)の達成を目指す。

表 13-2 本市の目標

事 項	数 値	備 考
平成 18 年度の平均月額工賃	10,630 円	
令和元年度の平均月額工賃	18,377 円	
目標年度(令和 5 年度)における平均月額工賃	21,260 円	平成 18 年度実績の 2 倍とする。

対象事業所: 就労継続支援B型事業所

4 サービス量の見込み（活動指標）

[1] 障害福祉サービス

○各サービスの見込量は以下のとおりです。

○平成30年度から令和2年度の実績、市内の障害福祉サービス事業者の意向調査に基づき推計し設定しています。

表 14 障害福祉サービスの見込量（1ヶ月あたり）

	サービス種別	単位	R3	R4	R5
訪問系	㊦ 居宅介護	人/月	372	384	397
		時間/月	3,512	3,628	3,748
	㊦ 重度訪問介護	人/月	7	8	9
		時間/月	558	625	700
	㊦ 同行援護	人/月	25	26	27
		時間/月	108	111	113
	㊦ 行動援護	人/月	22	24	26
		時間/月	158	168	179
	㊦ 重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
		時間/月	0	0	0
日中活動系	㊧ 自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
		日/月	0	0	0
	㊧ 自立訓練(生活訓練)	人/月	8	9	10
		日/月	192	213	236
	㊧ 就労移行支援	人/月	63	67	72
		日/月	1,268	1,357	1,452
	㊧ 就労継続支援(A型)	人/月	389	385	381
		日/月	7,608	7,524	7,441
	㊧ 就労継続支援(B型)	人/月	721	757	795
		日/月	12,858	13,501	14,176
	㊧ 就労定着支援	人/月	53	54	55
	㊦ 生活介護	人/月	624	630	636
		日/月	12,698	12,825	12,953
	㊦ 療養介護	人/月	34	34	34
㊦ 短期入所(福祉型・医療型)	人/月	62	63	64	
	日/月	382	385	388	
㊧ 自立生活援助	人/月	0	0	0	

事業所の新設予定がないため「0」とする。

事業所の新設予定がないため「0」とする。

	サービス種別	単位	R3	R4	R5
居住系	㊦ 共同生活援助	人/月	454	470	486
	㊧ 施設入所支援	人/月	314	310	306
相談支援	計画相談支援	人/年	2,332	2,474	2,625
	地域移行支援	人/月	1	2	2
	地域定着支援	人/月	5	10	15

※ ㊧は介護給付、㊦は訓練等給付を表す。

[2] サービス量を確保するための方策

(1) 訪問系サービス（介護給付）

○地域生活を支える基本事業である、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）は重要な役割を担っており、引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努める必要があります。

○このため、障害福祉サービス事業所等で構成する釧路市障がい者自立支援協議会を活用し、事業所の充実に努めるとともに、新規参入への働きかけを図ります。

○事業所の充実には、サービスの担い手の確保が不可欠であり、必要に応じて、福祉人材の確保及び定着に向けた適切な報酬水準の確保をはじめとする措置を講ずるよう、引き続き、国や道に対し要望していきます。

○障がいの状況やニーズ等に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、質の向上を図る研修等の参加を事業所に働きかけるとともに、研修等の情報提供や研修会の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

○日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、概ねニーズに応じた日中活動の場として、希望や目的に応じた場の確保が図られています。

○今後も、障がいのある人の地域移行や特別支援学校卒業生などのニーズに応じた多様な就労形態や福祉的就労の場の確保と、重度の障がいのある人が通所できる日中活動の場の充実が必要です。

○生活介護については、高齢化の進行や障がいの重度化に伴い、今後も増加傾向が見込まれることから、事業者の新規参入を促進するため、引き続き、国等の整備費補助の活用を支援します。

○就労支援については、障がいのある人が一般就労から福祉的就労まで多様な形態で生きがいをもって働けるよう、就労支援強化事業をはじめとする就労支援施策を実施するとともに、釧路市障がい者自立支援協議会を中心に保健・福祉・雇用・教育等の関係機関のネットワークを強化し、安定したサービスの提供と質の向上に努めます。

○阿寒地区と音別地区については、今後もサービスのニーズの推移を的確に見きわめ、必要に応じて地区内あるいは隣接する地区の事業者等との協議も行いながら、障がいのある人の日中活動の場を確保するよう努めます。

○短期入所については、必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の確保・充実を図るとともに、重度の障がいのある人に対応できるように事業所への働きかけに努めます。

(3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

○障がいの高齢化や重度化に対応したグループホームの整備に向けて、社会福祉法人や NPO 法人等への働きかけを行うとともに、一人暮らしをしたいというニーズに対応するため、サテライト型等の住居の活用など、地域における多様な住まいの場の確保を図ります。

○グループホームについては、障がいのある人や介護者等の高齢化に伴い、今後もニーズの増加が見込まれ、事業者の新規参入を促進するため、国等の整備費補助の活用を支援します。

○障がいのある人が安心して生活していくために、障害者差別解消法等の啓発活動等を通じて、社会生活の様々な場面における障がいへの理解の促進を図ります。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

○計画相談支援・地域相談支援については、引き続き、相談支援専門員及び地域相談支援事業所の確保を図ります。

○多様な相談ニーズに対応するため、相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携強化など、今後も協働した支援体制づくりに努めます。

○釧路市障がい者自立支援協議会において、これまでも相談支援体制の構築と連携を進めていますが、本協議会を活用した一層の相談支援体制の充実と強化を図ります。

○今後、一層ニーズが見込まれる、障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後に係る相談を見据え、地域定着支援事業所の確保を図るなど、様々な支援を提供する地域生活支援拠点等の体制の充実を図ります。

[3] 地域生活支援事業

○地域生活支援事業の見込量は、以下の表16のとおりです。

○平成30年度から令和2年度の実績、市内の障害福祉サービス事業者の意向調査などから今後の動向を推計し設定しています。

表 15 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	(実施の有無)	有	有	有
自発的活動支援事業	(実施の有無)	有	有	有
相談支援事業				
①障がい者相談支援事業	か所	4	4	4
②地域自立支援協議会	(実施の有無)	有	有	有
③市町村相談支援事業機能強化事業	(実施の有無)	有	有	有
④住宅入居等支援事業	(実施の有無)	有	有	有
⑤基幹相談支援センター	(実施の有無)	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	14	16	18
成年後見制度法人後見支援事業	(実施の有無)	有	有	有
コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者設置事業	か所	2	2	2
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	1,100	1,100	1,100
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件/年	20	20	20
②自立生活支援用具	件/年	60	60	60
③在宅療養等支援用具	件/年	30	30	30
④情報・意思疎通支援用具	件/年	25	25	25
⑤排泄管理支援用具	件/年	3,600	3,600	3,600
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	5	5	5
移動支援事業	人/月	36	36	36
	時間/月	180	180	180
地域活動支援センター				
①基礎的事業	か所	3	3	3
	人/月	55	60	65
②機能強化事業	か所	2	2	2
日中一時支援事業	人/月	100	126	152
	時間/月	861	965	1,069

事業名	単位	R3	R4	R5
重度障がい者訪問入浴事業	か所	2	2	2
	か所	2	2	2
	人／月	15	16	17
	回／月	105	112	119
奉仕員養成研修事業				
①音訳奉仕員登録者数	人	40	45	50
②点訳奉仕員登録者数	人	76	77	78
③手話通訳者登録者数	人	21	21	21
④要約筆記者登録者数	人	7	8	9

[4] 見込量を確保するための方策

- 地域生活支援事業については、障がいのある人が安心して日常生活及び社会生活を送ることができるよう、引き続き、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- 市町村必須事業として、障がいのある人の生活を支える重要なサービスである、相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、コミュニケーション支援事業については、現在の提供体制を基本に、ニーズを踏まえたサービスの提供の確保に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人が必要に応じて制度を円滑に利用できるよう、権利擁護成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知を図ります。
- 訪問入浴サービス、日中一時支援等の日常生活支援や、手話や要約筆記等の奉仕員養成研修等の社会参加支援、就業・就労支援などについて、地域の実情や利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- 地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障がいのある人の自立と社会参加を支援していくものです。今後も、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズを踏まえ、必要なサービスの充実に努めます。

第3章

障害児通所支援

1 児童福祉法に基づくサービスの概要

- 児童福祉法に基づくサービスは、大きく分けると、「障害児通所支援（市町村事業）」と、「障害児入所支援（都道府県事業）」の2つに区分されます。
- 「障害児通所支援」、「障害児入所支援」は、すべての市町村で共通のサービスです。サービスを利用する際は、費用負担がある場合があります。



[1] 障害児通所支援の概要

(1) 児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うものです。
対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

(2) 医療型児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行うものです。
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

(3) 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。
対象者	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

(4) 放課後等デイサービス

サービス内容	授業の終了後又は休業日に、通所施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うものです。
対象者	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児

(5) 保育所等訪問支援

サービス内容	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園など、集団生活を営む施設に通う障がい児及び乳児院、児童養護施設に入所している障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児

(6) 障害児相談支援

サービス内容	支給決定又は変更前に、障害児支援利用計画案を作成し、決定後はサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行うもので、一定期間毎にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るものです。
対象者	障害児通所支援を利用するすべての障がい児の保護者

[2] 障害児入所支援の概要

(1) 障害児入所支援（福祉型・医療型）

サービス内容	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものです。
対象者	入所支援が必要な障がい児

2 第5期計画の進捗状況と課題

○第5期計画の障害児通所支援の見込（計画）量とサービス提供（実績）量は、下記の表16のとおりです。

○障害児通所支援の実績からみた現状や課題は次のとおりです。

令和2年度の実績については、12月に報告される国保連統計数値に基づき掲載するため、現時点では空欄となっています。

表16 障害児通所支援・障害児相談支援の実績

サービス種別		単位	H30	R1	R2	
障害児通所支援	児童発達支援	計画量	人/月	188	195	203
			日/月	1,864	1,937	2,012
		実績量	人/月	195	192	
			日/月	2,107	1,916	
	居宅訪問型児童発達支援 <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; margin: 5px;">市内に事業所がなく、利用実績なし。</div>	計画量	人/月	5	5	5
			日/月	20	20	20
		実績量	人/月	0	0	
			日/月	0	0	
	医療型児童発達支援 <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; margin: 5px;">市内に事業所がなく、利用実績なし。</div>	計画量	人/月	0	0	0
			日/月	0	0	0
		実績量	人/月	0	0	
			日/月	0	0	
放課後等デイサービス	計画量	人/月	381	396	411	
		日/月	5,207	5,410	5,621	
	実績量	人/月	469	449		
		日/月	7,006	5,820		
保育所等訪問支援	計画量	人/月	34	40	48	
		日/月	58	69	83	
	実績量	人/月	19	22		
		日/月	46	48		
障害児相談支援	計画量	人/年	539	552	565	
	実績量	人/年	748	800		
医療的ケア児の支援コーディネーター	計画量	人/年	0	0	1	
	実績量	人/年	0	0		

※H30・R1：各年度3月実績数、R2：令和2年9月実績数

- 児童発達支援については、概ね計画のとおりとなっておりますが、居宅訪問型児童発達支援は、市内に事業所がなく利用実績がありません。
- 障害児通所支援の利用者の増加に伴い、障害児相談支援の利用実績は計画を上回っています。
- 就学児童が利用する放課後等デイサービスは、ニーズの増加に伴い、利用者及びサービス提供事業所も増加しています。選択肢が増え利便性が向上している一方、支援の内容については、事業所間の格差があるとの意見もあり、支援の質の向上が課題です。
- 障害児通所支援事業所については、子どもの発達過程への療育の重要性を踏まえ、支援内容の検証を行うとともに、制度の理解を深めることが必要です。

3 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標 (成果目標)

成果目標：障がい児福祉計画策定に係る国や道が定める基本指針に基づき、必要な障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標

1. 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
2. 重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保
3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

以上、3項目の今後の数値目標は次のとおりです。

北海道の数値目標については、現時点での道の計画案の内容となっております。

[1] 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

表 17-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	①令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。 ②令和 5 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	①令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを障がい保健福祉圏域に1か所以上整備する。 ②令和 5 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を障がい保健福祉圏域1か所以上構築する。

表 17-2 本市の目標

事 項	数値	備 考
目標の基礎となる児童発達支援センター事業所数	1 か所	令和元年度末事業所数
保育所等訪問支援事業所数	6 か所	令和元年度末事業所数
児童発達支援センターの設置	現在の体制を維持し、充実を図る。	
保育所等訪問支援の体制の構築		

[2] 重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保

表 18-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保	令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、少なくとも1か所以上確保する。	令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、障がい保健福祉圏域に1か所以上整備する。

表 18-2 本市の目標

事 項	数 値	備 考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	2 か所	令和元年度末事業所数
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 か所	令和元年度末事業所数
重症心身障がい児を支援する障害児通所支援事業所の確保	現在の体制を維持し、充実を図る。	

[3] 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

表 19-1 (参考)2023 (令和 5) 年度の数値目標 (国及び道)

	国	道(案)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和 5 年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を障がい保健福祉圏域及び医療的ケア児等が在住する市町村に設置する。 ②医療的ケア児等コーディネーターについて、医療的ケア児等が在住する市町村に配置する。

表 19-2 本市の目標

事 項	数 値	備 考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成 30 年 11 月 設置	令和元年度末
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	未設置	令和元年度末
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	現在の体制を維持し、充実を図る。	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置に努める。	

4 障害児通所支援の見込み（活動指標）

[1] 障害児通所支援・障害児相談支援

○各サービスの見込量は以下のとおりです。

○平成30年度から令和2年度の実績と、市内の障害児通所支援事業者等の意向調査に基づき推計し設定しています。

表 20 障害児通所支援・障害児相談支援の見込量

サービス種別		単位	R3	R4	R5
障害児通所支援	児童発達支援	人/月	191	194	197
		日/月	2,242	2,278	2,314
	居宅訪問型児童発達支援 事業所の新設予定がないため、「0」とする。	人/月	0	0	0
		日/月	0	0	0
	医療型児童発達支援 事業所の新設予定がないため、「0」とする。	人/月	0	0	0
		日/月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人/月	644	735	839
		日/月	9,823	11,218	12,811
	保育所等訪問支援	人/月	48	50	52
		日/月	84	88	92
障害児相談支援		人/年	789	828	869
医療的ケア児の支援コーディネーター		人/年	1	1	1

[2] 見込量を確保するための方策

○障害児通所支援は、質の高い専門的な発達支援を行う機関として、障がい児支援の重要な役割を担う事業であるため、釧路市障がい者自立支援協議会等において、事業所への情報提供及び連携を図るとともに、新規事業所への参加の働きかけを行います。

○専門職の配置及び支援の質の維持・向上を図るよう、研修等を通じて事業所に働きかけるほか、必要に応じ北海道と連携し、事業所へ指導を行うなど、サービス提供体制の充実を図ります。

○医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場での協議を進め、重症心身障がい児等が利用できるサービス提供体制の充実に努めます。

○障害児相談支援については、セルフプランから障害児相談支援への移行を促進するため、障害児相談支援を担う事業所の充実を図ります。



第4章
資料

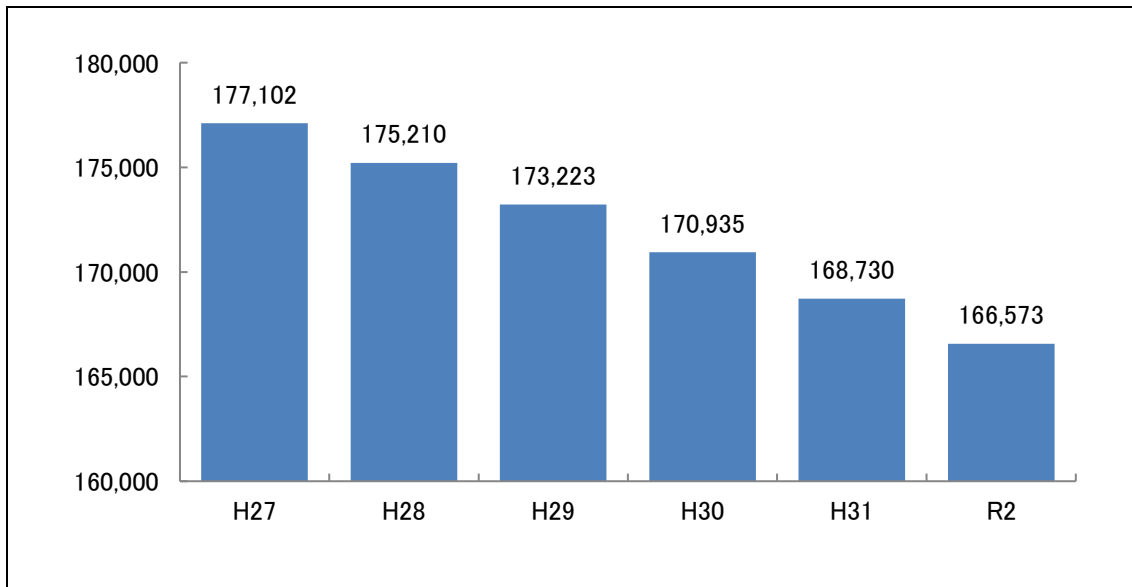
1 障がいのある人を取りまく状況

[1] 人口の推移

○総人口は年々減少し、少子高齢化も進行しています。

○令和2年4月現在、65歳以上が約3割となっています。

図表 21-1 人口の推移（各年4月1日現在）（単位：人）



資料：住民基本台帳(4月1日)

図表 21-2 年齢別構成（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2
0～14歳	20,120	19,609	19,078	18,392	17,769	17,108
15～18歳	5,977	5,806	5,795	5,713	5,677	5,590
19～64歳	98,970	96,476	93,912	91,484	89,282	87,455
65歳以上	52,035	53,319	54,438	55,346	56,002	56,420

資料：住民基本台帳(4月1日)

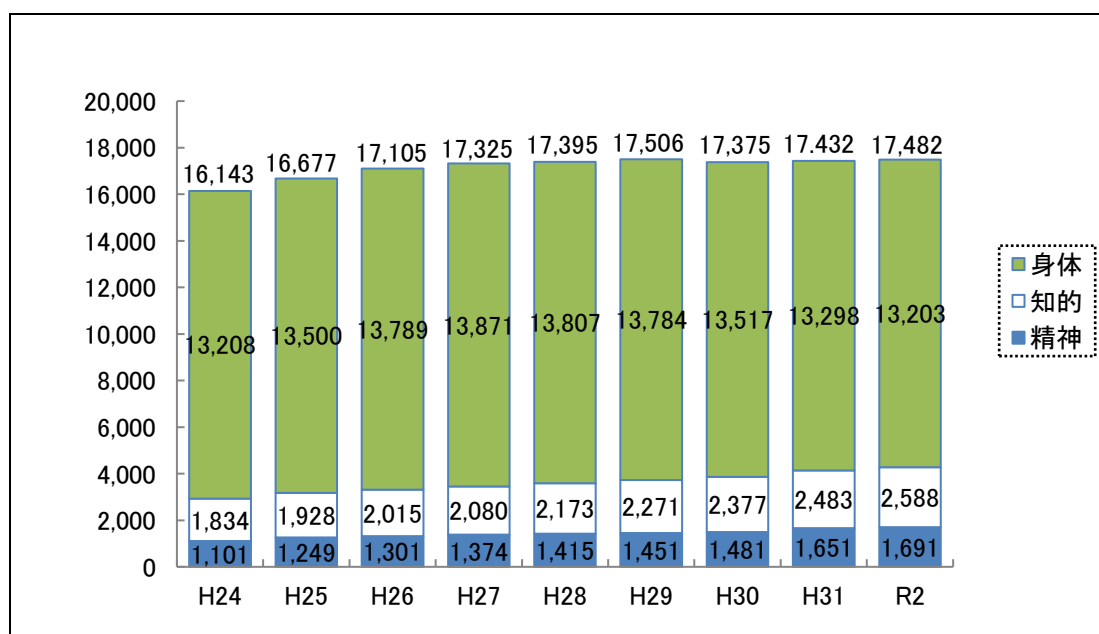
[2] 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

○障害者手帳所持者は、部位別では、内部障がいで増加の傾向にあります。

○令和2年4月現在、本市における人口の1割が、障がいのある人となっています。

【図表 21-3】 障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人）



(2) 身体障がいのある人の状況

○身体障害者手帳を持っている方は、令和2年4月1日現在 13,203 名です。

○部位別では音声・言語・そしゃく障がい及び内部障がいは増加しており、肢体不自由・体幹障がいは減少しています。

○全体の過半数を占めているのが、肢体の不自由な方です。次に、内臓機能に障がいのある人が多くなっています。目や耳が不自由なためにコミュニケーションに手助けが必要な方は、身体障がい者手帳所持者全体の2割弱となっています。

障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ交付される。

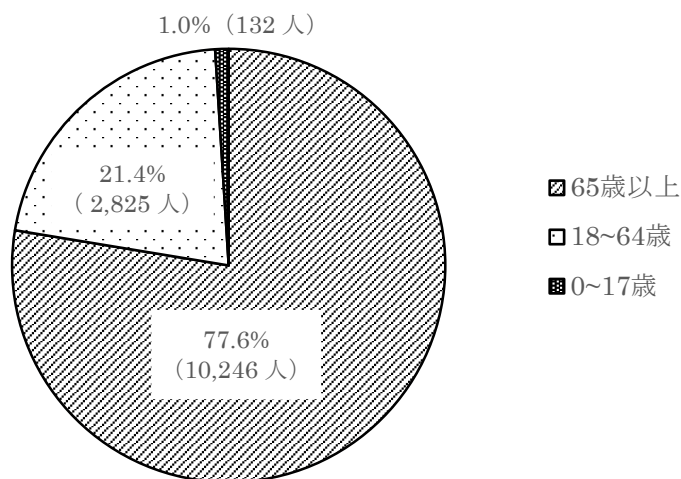
図表 21-4 身体障害者手帳の所持者(各年4月1日現在)(単位:人、%)

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	H27→R2 増減率
等級別	1級	4,060	4,079	4,112	3,984	3,915	3,906	△3.8%
	2級	2,130	2,098	2,064	2,004	1,954	1,918	△10.0%
	3級	2,169	2,143	2,143	2,135	2,095	2,071	△4.5%
	4級	3,387	3,382	3,374	3,340	3,299	3,299	△2.6%
	5級	1,074	1,076	1,066	1,056	1,043	1,036	△3.5%
	6級	1,051	1,029	1,025	998	992	973	△7.4%
部位別	視覚障がい	796	786	776	769	759	756	△5.0%
	聴覚・平衡機能障がい	1,234	1,227	1,222	1,205	1,179	1,176	△4.7%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	146	151	147	153	155	152	4.1%
	肢体不自由・体幹障がい	8,234	8,113	8,016	7,781	7,592	7,450	△9.5%
	内部障がい	3,461	3,530	3,623	3,609	3,613	3,669	6.0%
合計		13,871	13,807	13,784	13,517	13,298	13,203	△4.8%

図表 21-5 障がい部位別・身体障害者手帳の所持者(令和2年4月1日)(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	252	160	66	68	94	116	756
聴覚・平衡機能障がい	-	222	157	278	-	519	1,176
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	6	111	30	-	-	152
肢体不自由・体幹障がい	1,247	1,522	1,280	2,121	942	338	7,450
内部障がい	2,402	8	457	802	-	-	3,669
合計	3,906	1,918	2,071	3,299	1,036	973	13,203

図表 21-6 年齢別構成比



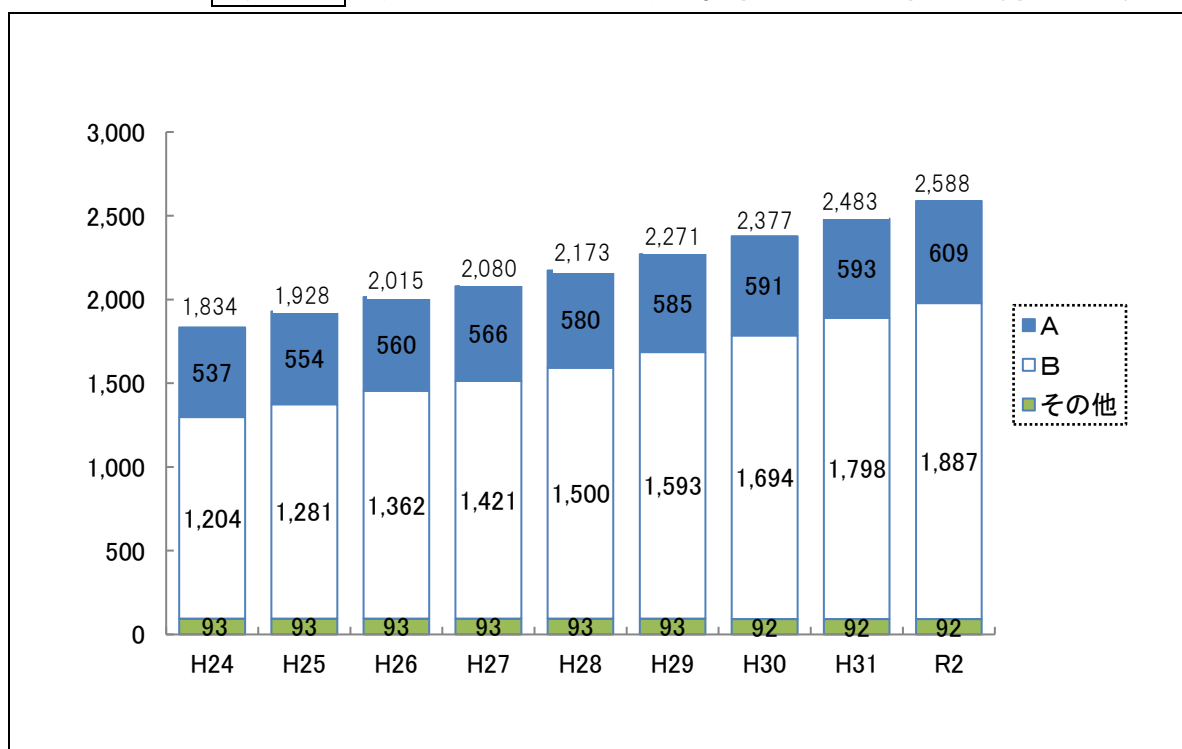
(3) 知的障がいのある人の状況

○療育手帳を持っている方は、令和2年4月1日現在 2,588 名です。

○年齢別では、5割強が18歳以上、5割弱が児童です。

○判定別では、最重度・重度のA判定が約2割、中・軽度のB判定の方が約8割です。

図表 21-7 療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人）



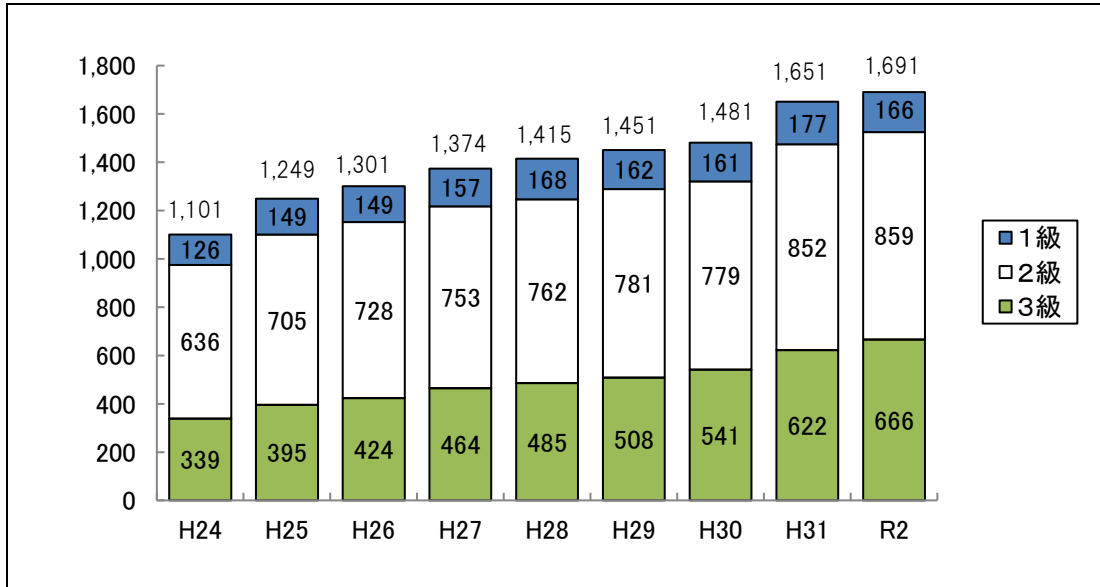
図表 21-8 年齢別構成比（単位：%）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
18歳以上	57.3	55.3	53.5	52.7	51.0	49.2	50.2	51.1	52.7
18歳以下	42.7	44.7	46.5	47.3	49.0	50.8	49.8	48.9	47.3

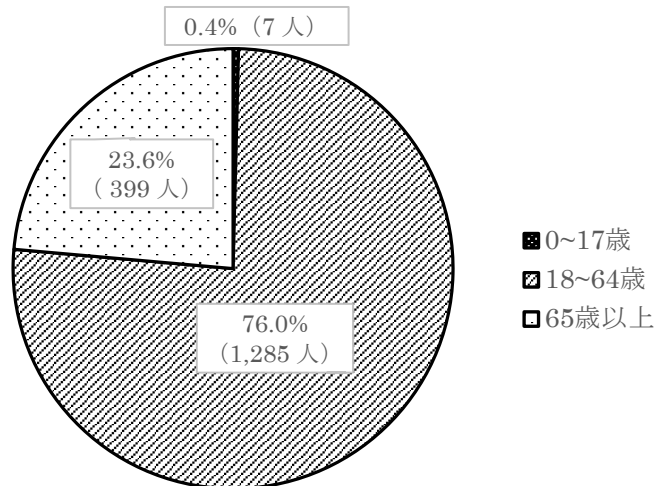
(4) 精神障がいのある人の状況

○精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、令和2年4月1日現在
1,691名です。

図表 21-9 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人）



図表 21-10 年齢別構成比



図表 21-11 通院医療費公費負担対象者（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2
通院医療費公費負担対象者	2,712	2,744	2,876	2,944	2,869	2,936

※釧路保健所資料（各年3月末現在）

[3] 就業状況

○障害者の雇用の促進等に関する法律では、令和3年3月1日から、従業員が43.5人以上の事業所は障がいのある人を2.3%以上雇用すること、また、同様に地方公共団体で2.6%以上、教育委員会では2.5%以上の雇用が義務づけられています。

○本市が含まれるハローワーク釧路管内において、民間企業での雇用者数は、徐々に増加していますが、法律で決められた人数を雇用している企業は半数ほどになっています。

図表 21-12 障がいのある人の就業状況（ハローワーク釧路管内）：各年6月1日

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
対象企業数(社)	102	108	113	111	131	138	143	144
雇用率対象労働者数(人)	13,341.5	13,549.5	14,392.5	14,596.0	16,848.5	17,543.5	17,880.5	18,159.0
雇用障がい者数合計(※) (人) 以下障がい別内訳()内は短 時間労働者を外数で計上	288.5	304.5	365.0	366.0	429.5	464.0	461.0	553.0
①重度身体障がい	48(6)	49(4)	47(9)	50(5)	56(11)	51(9)	55(12)	59(22)
②その他身体障がい	98 (2.5)	94 (1)	101 (4)	104 (6)	111 (7)	117 (7)	127 (20.5)	125 (20)
③重度知的障がい	24(4)	35(2)	38(32)	41(2)	39(2)	41(3)	17(4)	21(8)
④その他知的障がい	22 (4)	30 (2.5)	30 (5)	36 (13)	40 (35)	54 (48.5)	60 (29.5)	66 (48)
⑤精神障がい	4	3	11(3)	15(3)	22(11.5)	27(14.5)	45(19)	80(24)
実雇用率(%)	2.16	2.25	2.54	2.51	2.55	2.64	2.58	3.05
達成企業数(社)	58	50	60	62	68	79	85	80
達成企業割合(%)	56.9	46.3	53.1	55.9	51.9	57.2	59.4	55.6
未達成企業数(社)	44	58	53	49	63	59	58	64
(うち1名不足)	(31)	(41)	(38)	(33)	(44)	(41)	(38)	(42)
雇用不足数(人)	58	83	71.5	69.5	80.0	74.0	82.5	83.5

※重度身体障がいのある人及び重度知的障がいのある人については、1人の雇用をもって2人を雇用しているものとみなす。

資料：釧路公共職業安定所

釧路市障がい福祉計画
釧路市障がい児福祉計画

発行：釧路市 福祉部 障がい福祉課
2021年3月
釧路市黒金町7丁目5番地
電話 (0154) 23-5201(直通)
ファクス (0154) 25-3522(直通)
